

リスクアセスメントに係る Q&A rev1.4

【一般事項】

Q1. リスクアセスメントとは？

リスクアセスメントとは、事業者及び労働者が化学物質の危険性や有害性を認識し、労働者への危険または健康障害が生じる可能性や程度を見積り、リスクの低減対策を検討することです。これにより、化学物質による労働災害を未然に防止することが目的です。

Q2. リスクアセスメントは法的な義務なのか？

業種や規模に関わらず、労働安全衛生法施行令別表第3第1号及び別表第9に規定される通知対象物質（以下「対象物質」と略）及びそれらの混合物を製造及び取扱う全ての事業者が対象となります。LP ガスの場合、ブタン、ペンタン、エチレン、プロピレン、ブチレン、プロパン（2026年4月1日以降）が対象物質に指定されています。

Q3. 罰則はあるのか？

罰則はありませんが、法律で規定する事項を実施していない場合、労働基準監督署による行政指導の対象となります。

Q4. リスクアセスメントとKY（危険予知活動）とはどこが違うのか？

KY（危険予知活動）は、現場での作業を始める前に作業に潜在する危険要因を見つけ出し、その安全対策を決定し、確実に実施をするものです。

一方、リスクアセスメントとは、職場の皆が参加して作業に潜在する危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害の重篤度（被害の程度）とその災害が発生する可能性の度合い（発生頻度）を掛け合わせてリスク（危険の程度）を評価し、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を決め、リスクの低減策を検討し実施するものです。

【実施主体】

Q5. どのLPガス事業者が対象となるのか？

LPガス取扱事業者のリスクアセスメント対応指針（以下「指針」と略）の2. 適用範囲に記載の通り、全てのLPガス事業者が対象となります。ただし、個人の業務用消費者及びバルブ操作を行わない容器配送事業者は対象外となります。

Q6. 複数の下請事業者が同一作業場で作業を行う場合（混在作業）、リスクアセスメントとはだれが実施するのか？

下請事業者は当該作業場で他の事業者が使用する化学物質等に係る情報を把握できないため、元受事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果を下請事業者に提供することが必要です。

Q7. LP ガスの譲渡・提供先からリスクアセスメントの実施要請を受けたが、譲渡・提供者に実施義務はあるのか？

リスクアセスメントは、対象物質を含む化学品を取扱う労働者を雇用している事業者が実施するものです。そのため、譲渡・提供者が譲渡・提供先のリスクアセスメントを行うことはできません。

【実施時期】

Q8. リスクアセスメントはいつ実施するのか？

法律で定める実施時期としては、対象物質を新規に取扱うとき、それらの取扱方法や作業手順を変更するとき、対象物質の危険性や有害性などについて変化が生じるあるいはそのおそれがあるとき等とされています。

一例として、LP ガスの譲渡・提供元から発行される安全データシート（SDS）に記載されている危険有害性に変更があった場合は、更新された SDS に基づき、リスクアセスメントを実施しなければなりません。

Q2 に記載の通り、2026 年 4 月 1 日よりプロパンが対象物質となり、それに伴って SDS も変更となります。LP ガス事業者は更新された SDS を速やかに入手し、その内容に基づいてリスクアセスメント実施する必要があります。

Q9. リスクアセスメントは毎年見直しをしなければならないのか？

化学物質の新規採用や変更、作業手順の変更等を行う場合には、その都度リスクアセスメントの実施が義務付けられていますが、同じ化学物質を、同じ作業条件及び同じ作業手順で取扱う場合の見直し頻度については定められていません。

ただし、2022 年 5 月の省令改正によって、2023 年 4 月 1 日から、リスクアセスメント対象物についてはばく露の程度を最小限度とすることが義務化され、ばく露状況に変化がないことを確認するため、過去の化学物質の測定結果やリスクアセスメントの結果に応じた適切な頻度で再確認をすることが望ましいとされています。

【実施体制】

Q10. リスクアセスメントを実施する前に実施体制を決める必要があるか？

2024年4月1日より、対象物の製造・取扱事業所等において、化学物質管理者を選任することが義務化されました。化学物質管理者とは、「化学物質の管理に係る技術的事項を担当するために必要な能力を有すると認められる者」であり、事業者は事業所の労働者の中から化学物質管理者を選任しなければなりません。

LPガスを製造する事業所においては、厚生労働大臣が示す内容に従った専門的講習を受講した者の中から選任する必要があります。取扱事業所では専門的講習の受講の必要は義務ではありませんが、指針では講習の受講を推奨しています。

なお、保安統括者や保安係員等他の役職との兼任は可能ですが、上記の要件を満たす化学物質管理者を新たに選任する必要があります。

化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を事業所のみやすい箇所に掲示すること等により、労働者に周知する必要があります。

【実施方法】

Q11. リスクアセスメントの具体的な方法は？

作業の危険性に関するリスクアセスメントの方法としては、危害の発生可能性と重大性の組み合わせで見積もる方法、数理モデル（CREATE-SIMPLE）による方法等があります。

健康有害性に関するリスクアセスメントの方法としては、気中濃度の測定による方法（作業環境測定、個人ばくろ測定、検知管等による簡易測定等）、CREATE-SIMPLEによる方法等があります。

職場のあんぜんサイトには、リスクアセスメントの実施事例やツールが掲載されています。また指針にもLPガス事業者を対象とした実施事例が掲載されていますので、ご活用ください。

職場のあんぜんサイト 化学物質のリスクアセスメント実施支援

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>

Q12. リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か？

2022年5月の省令（労働安全衛生規則）改正によって、次のような義務が課されました。

- ・ リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を最小限度とする義務（2023年4月施行）
- ・ リスクアセスメント対象物のうち濃度基準値が設定された物質については、屋内作業場で労働者がばく露される程度を濃度基準値以下にする義務（2024年4月施行）

なお、リスクアセスメント対象物以外の危険有害性を有する物質についても、ばく露され

る程度を最小限度にする努力義務が課されるため、リスクアセスメントの結果を踏まえ、リスクが高いと判断した作業から優先して必要なリスク低減措置を講じるよう努めてください。

Q13. リスク低減措置の定期確認の実施サイクルは決まっているのか？

法令上の定めはありませんが、最後の定期確認より1年以内に実施することが望ましいとされています。

Q14. リスク低減措置を実施した後、改めてリスクの見積りを実施しなければならないか？

リスク低減措置を実施した場合には、そのリスク低減措置の効果を把握するためにも、実施後のリスクを見積もることが望ましいとされています。

【結果の告知・保存等】

Q15. リスクアセスメント結果の周知方法は？

作業場の見やすい場所に掲示する、書面を交付する、電子媒体に記録し、かつ、作業場に当該記録を常時確認できる機器（パソコン端末など）を設置する、のいずれかの方法で周知することが義務付けられています。

Q16. リスクアセスメント結果の保存に関する義務は？

リスクアセスメントの結果等を記録し、次回リスクアセスメントを行うまでの期間（次のリスクアセスメントが3年以内に実施される場合は3年間）保存することが義務付けられています。

記録の様式について規定はありませんが、指針の末尾に様式例を記載していますので、参考にしてください。

Q17. リスクアセスメントに基づいた健康診断が必要となるのはどのような事業者か？

LPガス事業者のうち、「譲渡・提供」に該当する事業者は、健康診断の実施は不要です。「取扱い」に該当する事業者は対象となりますが、実施の要否については事業者の判断となっています。要否に関する考え方については、厚生労働省のガイドライン（2024年4月発行予定）をご参照ください。

（参考文献）

化学物質管理者専門的講習テキスト総合版，城内博編著，日本規格協会，2023年